



政策目標4. 安全、快適な基盤づくり/政策8. 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野30 道路

目指す姿	
人と車が安全で快適に移動できる道路交通網が整ったまち	
施策	
施策番号	名称 施策の内容
施策1	道路交通ネットワークの整備 
	交流人口の拡大に向け、広域道路交通ネットワークの整備推進を関係機関に働きかけていきます。また、市内の交通混雑の解消に向けて、主要な道路の整備を推進します。
施策2	身近な道路環境の整備・保全 
	すべての人が安全で安心して利用できる道路環境を整え、適切な維持管理を行っていきます。また、道路パトロールや定期的な点検、さらには道路利用者からの情報提供などにより道路施設の状態を把握し、予防的な補修を行うことによって施設の長寿命化を図りながら、良好な道路環境の保全を行っていきます。

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名				単位	説明又は計算式	
1	都市計画道路の整備率				%	都市計画道路整備延長/計画決定延長 (98,010m)
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	65.5	65.5	65.5	70.0	目標を達成した。
	実績	65.5	65.5	—		
2	生活道路の整備率				%	3・4級市道整備延長/3・4級市道認定延長 (1,201.82km)
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	64.2	64.4	64.6	65.0	目標を達成した。
	実績	65.3	65.3	—		
3	橋りょうの修繕率				%	累計修繕費/総事業費 (事業費ベースで修繕率)
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	69.9	79.8	86.0	100.0	老朽している橋梁が多いことから、目標を達成してない。
	実績	58.1	69.7	—		

2 施策の評価

施策1	道路交通ネットワークの整備
今年度の重点方針(方向性)	<p>■高速・高規格道路及び国県道の整備促進による広域道路交通ネットワークの形成は、周辺住民及び観光客の利便性向上、地域経済の活性化等に大きく寄与するものと期待されることから、会津地方の縦軸と横軸を形成する「会津縦貫道」の整備及び「磐越自動車道」の完全4車線化の早期実現を図ることを目的に、本市が加盟する各同盟会等において、効果的な要望活動を行う。</p> <p>■本市の東西を結ぶ幹線道路である「都市計画道路 藤室鍛冶屋敷線」山鹿町工区が完了であることから、その先線である本町工区の整備を進める。</p>
取組状況	<p>【1】高速道路や国県道などの整備促進に向けた要望活動 ・本市が加盟する同盟会等の要望活動に積極的に参加し、要望路線の整備促進とともに、地方における道路整備の必要性、緊急性を訴え、必要な財源の確保に努めた。</p> <p>【2】都市計画道路の整備促進 ○藤室鍛冶屋敷線(山鹿町工区) ・平成9～令和2年度：山鹿町工区間(L=574.0m)の整備完了 ○藤室鍛冶屋敷線(本町工区) ・令和2年度～令和8年度：計画延長L=170.0m事業着手 ○会津若松駅中町線 ・平成22～令和3年度：計画延長L=945.0mが整備完了</p> <p>【3】地域を連携する道路の整備促進 ○市道幹I-6号線道路整備事業 ・平成19～27年度：計画延長L=1,600mのうち踏切部L=300mの整備完了 ・平成28～令和3年度：国道49号荒久田交差点南側の整備を完了した。交差点北側については、交差点形状として機能していることから、当面整備を休止する。 ○市道幹I-32号線道路整備事業 ・平成18～29年度：計画延長L=1,140m(歩道含)の整備完了 ○その他の幹線市道整備事業 ・市道幹II-5号線：令和5年度 国道49号観音前交差点の拡幅整備完了(L=120.0m) ・市道幹II-21号線：平成18～28年度 整備完了(L=575.0m) ・市道幹I-26号線：平成19～30年度までにL=740mの整備完了 ・市道一箕3-356号線：平成29～令和2年度 整備完了 ・市道幹I-28号線：平成28～30年度 部分拡幅工事3箇所 ・市道門3-13号線：令和元年度詳細測量設計業務委託務委託</p>
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】高速道路や国県道などの整備促進に向けた要望活動 ・本市は会津地方における交通の要衝であることから、関係市町村・団体等との連携を深め、本市が加盟する各同盟会等において、高速交通体系の整備及び国県道を中心とする幹線道路整備の必要性や緊急性について、継続して要望活動等に取り組む。</p> <p>【2】都市計画道路の整備促進 ・本市の東西を連絡する重要な幹線道路である藤室鍛冶屋敷線や、中心市街地活性化のため、地元まちづくり団体との協働による沿道整備と一体となった道路整備を行った会津若松駅中町線など、安全で快適な幹線道路ネットワークを形成する。 ・県立病院跡地利活用事業に関連した藤室鍛冶屋敷線(城前工区)の整備を進め、安全確保と渋滞解消を図る。</p> <p>【3】地域を連携する道路の整備促進 ・門田小学校や周辺の幼稚園への動線となる市道幹I-22号線など、主要な幹線市道の整備を進め、安全で快適な道路ネットワークを形成する。 ・市道若3-223・225号線については、市役所本庁舎へのアクセス道路として来庁者や観光客が多く通行する路線であるが幅員が狭く、通行に支障をきたしているため拡幅改良を実施し、交通の円滑化を図る。 ・市道若3-182号線外4路線については、鶴城小学校、第二中学校、若松第三保育園が隣接しており、多くの子供たちの通学路になっているが、歩道がなく、また道路側溝は両側とも蓋がかかっている箇所も多く、子ども達だけでなく、多くの歩行者にとって危険な状態となっているため、安全で快適な歩行空間を確保する。</p>

施策2	身近な道路環境の整備・保全
今年度の重点方針 (方向性)	<p>■すべての歩行者が安全・安心に歩行できる歩道を整備するため、門田町の主要通学路である「市道幹Ⅱ-13号線」の歩道整備を継続して進める。</p> <p>■生活道路の未整備路線について、整備の優先度を検討し、舗装等の整備を進める。</p> <p>■道路は市民にとって必要不可欠な社会インフラであり、引き続きすべての人が安全・安心に道路を利用することができるよう道路法をはじめとする法令に基づき適切な維持管理を行う。特に道路の点検整備に主眼を置いた取組を進め、その健全度を把握し、効果的な老朽化対策を進めていく。</p> <p>■道路の異常箇所に関する情報提供などについて、引き続き町内会との連携を推進するとともに、私道を整備しようとする町内会の活動についても、市民生活に密着した生活道路の整備を進める必要性の観点から支援を行うなど、市民との連携による道路施設の維持管理を進める。</p> <p>■通学路については、教育委員会や国県等及び関係機関との連携を強化し、安全の確保を図る。</p> <p>■すべての人が安全・安心に道路施設を利用することができるよう、橋梁等の点検を実施しその健全度の把握を進め、橋梁等の長寿命化修繕計画に基づき効率的な修繕を実施することで橋梁等の長寿命化と維持管理コストの削減及び修繕費の平準化を進める。</p>
取組状況	<p>【1】生活に密着した市道の舗装整備 ・新市道舗装整備計画（令和4～令和8年度 第11次5ヶ年計画 整備計画延長L=8,000m） ・3・4級市道認定延長L=1,201.82km 令和4年度末現在舗装済延長L=784.54km（整備率65.3%）</p> <p>【2】人にやさしいみちづくり歩道整備事業（平成11年度～） 安全で安心な歩道整備に効果を上げており、計画的に整備を推進 （令和5年度末現在 計画延長L=20,184m 整備済延長L=12,334.5m（整備率61.1%）</p> <p>【3】道路維持管理の推進 ・道路の安全性確保のため、日常の道路パトロールや町内会等からの情報提供により、道路施設の異常箇所の早期発見・早期修繕の実施や交通安全施設の整備など維持管理に努めている。さらに、平成25年6月道路法の改正により予防保全の観点から踏まえて道路の点検を行うことが明確化されたことを受け、道路パトロール等による点検を強化している。 ・舗装の老朽化及び凍上の影響により路面の平坦性が損なわれている路線には、舗装の更生を計画的に実施している。 ・市から砕石、側溝などの原材料を支給し、地元町内会等から労力を提供いただいて道路の維持管理を市民協働で取り組んでいる。 ・市民による道路愛護活動（～令和4年）に対し、個人22名、31団体（18町内会、企業等法人7団体、その他任意団体6団体）の表彰を実施した。</p> <p>【4】私道の整備支援 ・生活道路を整備する者に対して、整備に必要な経費の一部を補助した。</p> <p>【5】道路交通安全施設の整備 ・道路の交通安全を図るため、歩行者や自動車等が安全に通行できる交通安全施設（歩道、道路区画線、転落防止柵、カーブミラー等）の整備を実施している。</p>
課題認識と今後の方針 ・改善点	<p>【1】生活に密着した市道の舗装整備 ・毎年、各地区から新規の舗装等要望が出されていることから、今後も優先度に応じた計画的な整備を進め、安全・安心な生活道路の確保を図る。</p> <p>【2】人にやさしいみちづくり歩道整備事業（平成11年度～） ・すべての歩行者が安全・安心に通行できる歩道を整備することは重要であり、引き続き計画的に歩道を整備していくとともに、景観や環境に配慮した道路整備を推進する。</p> <p>【3】道路維持管理の推進 ・道路の基本である安全・安心の確保のため、町内会等と連携し市民協働で維持管理の強化を図る必要がある。また、道路施設の老朽化の進行により、道路舗装や側溝等のリニューアルを計画的に進めていく必要があることから、道路施設の維持管理に必要な道路維持修繕事業や老朽化路線の更生などを国の交付金を活用し、道路の維持管理の強化に努める。</p> <p>【4】私道の整備支援 ・私道は個人の財産であり、その所有者が管理義務を負うものであるが、沿線住民の高齢化が進む中で整備や維持管理が負担となっている。また、私道も市民生活に密着した道路であり、地域の交通ネットワークを担う道路もあることから、私道路を整備しようとする町内会等の活動に対して、今後ともこの制度の活用のためPRに努めていく。</p> <p>【5】道路交通安全施設の整備 ・交通事故の未然防止や事故発生時における被害最小化を図るため、道路交通安全施設の保全や新たな整備の要望が年々増加している。モータリゼーションが一般化する現在、道路交通安全施設は、市民の安全安心な道路通行を確保するためには必要不可欠な施設であり、危険箇所の把握による新設と適切な維持管理を行っていく必要がある事業であることから、道路の新設による管理すべき道路延長の増加や自動車保有数の増加等に対応すべく、県公安委員会と連携し継続して事業の推進を図りながら交通事故の抑制に努めていく。</p>

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 施策の最終評価

- ・政策分野30「道路」の推進にあたっては、「2 施策の評価」に従い取り組むこと。
- ・施策1「道路交通ネットワークの整備」については、都市計画道路藤室鍛冶屋敷線や市道幹I-22号線などの主要な幹線市道の整備を促進し、引き続き交通混雑の解消や歩行者の安全確保に取り組んでいく。
- ・施策2「身近な道路環境の整備・保全」については、市民より各所で舗装整備や道路拡幅などの要望が出ている状況であり、周辺住民の生活道路の安全性や利便性低下の可能性、人家連担度や利用状況などから優先度を判断し、整備を進めていく。

5 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	重点 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 道路交通ネットワークの整備							
1	◎			11. a	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（城前工区）	新規	建設部 まちづくり整備課
2				11. a	会津縦貫道整備促進期成同盟会	継続	建設部 都市計画課
3				11. a	会津地区東北横断自動車道建設促進期成同盟会	継続	建設部 都市計画課
4				11. a	国道121号改良促進期成同盟会	継続	建設部 都市計画課
5		◎		11. 7	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（本町工区）	継続	建設部 まちづくり整備課
6		◎		11. 7	その他の幹線市道の整備事業	継続	建設部 まちづくり整備課
7		◎		11. 7	市道幹 I - 22号線道路整備事業	継続	建設部 まちづくり整備課
8				11. a	その他の既成同盟会（事務局）	継続	建設部 都市計画課
9				11. a	その他の既成同盟会（事務局以外）	継続	建設部 都市計画課
施策2 身近な道路環境の整備・保全							
1	◎	◎		11. 7	マイロード歩道舗装修繕事業	新規	建設部 道路課
2	◎	◎		11. 7	広域道路整備関連道路環境整備事業	新規	建設部 都市計画課・道路課
3		◎	柱2	11. 7	歩行者利便増進道路制度事業	継続	建設部 まちづくり整備課
4		◎		11. 7	市道舗装整備事業	継続	建設部 道路課
5		◎		11. 7	人にやさしいまちづくり歩道整備事業	継続	建設部 まちづくり整備課
6		◎		11. 2	道路管理事務事業	継続	建設部 開発管理課
7		◎		11. 7	道路維持修繕事業	継続	建設部 道路課
8		◎		11. 7	橋梁長寿命化修繕事業	継続	建設部 道路課
9				11. 7	災害復旧事業	継続	建設部 道路課
10				11. 3	会津若松市道路愛護会	継続	建設部 道路課
11		◎		11. 7	開発道路維持管理事業	継続	建設部 開発管理課
12				11. 7	生活道路整備補助事業	継続	建設部 道路課
13				11. 7	交通安全施設等整備事業	継続	建設部 道路課

※人口減少対策に資する事業を「第2期 会津若松市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの基本目標に分類して表記しています。

- 柱1 ICTと既存産業・資源を活用したしごとづくり
- 柱2 地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出
- 柱3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 柱4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 道路交通ネットワークの整備								
1	事業名	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（城前工区）				法定/自主	自主	
	担当部・課	建設部まちづくり整備課				次年度方針	新規	
	概要 (目的と内容)	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線は、都市内幹線道路として東西道路ネットワークの主要な路線であり、「県立病院跡地利活用基本計画」において当該用地の利活用方針や、立地適正化計画における都市機能誘導の促進のため、安全でゆとりある道路空間を整備する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)			
			事業費	0	15,000			
			所要一般財源	0	15,000			
			概算人件費	0	749			
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	県立病院利活用基本計画や事業者公募における調整協議において、本路線のあり方について検討を進めている。						
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果			最終成果	
		適正規格のゆとりある道路整備	県立病院跡地施設を含む中心エリアへのアクセス性向上	都市計画上の道路ネットワークの整備			中心市街地への都市機能誘導の促進	
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7	R8
都市計画道路の整備率(%)		65.5	65.5	-	-	-		
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	-							

施策1 道路交通ネットワークの整備					
2	事業名	会津縦貫道整備促進期成同盟会	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 都市計画課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	会津縦貫道における沿線自治体9市町村（会津若松市・喜多方市・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・会津坂下町・湯川村・会津美里町）の首長及び議長並びに商工団体等により組織し、本道の早期整備を図るため要望活動等を実施している。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	136	136
			所要一般財源	136	136
概算人件費			2,996	2,996	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	会津縦貫道の早期整備を図るため、毎年、国県や県出身の国会議員等に対する要望活動を行っている。 ○会津縦貫北道路 平成28年度 4-2工区若松北バイパスが県事業として事業着手 ○会津縦貫南道路 平成30年度 1工区若松西バイパス全区間開通 ○重要物流道路 国において、令和4年4月に会津縦貫南道路の事業区間が指定され、会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が候補路線として指定された。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	本道路は、磐越自動車道とともに広域的なネットワークを形成し、関東・東北圏との地域間交流の促進などに大きく寄与するものであることから、米沢市や日光市と連携して、早期整備に向けた要望活動を行っていく。				
3	事業名	会津地区東北横断自動車道建設促進期成同盟会	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 都市計画課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	東北横断自動車道いわき新潟線（磐越自動車道）における会津地域の沿線自治体6市町（猪苗代町、磐梯町、会津若松市、会津美里町、会津坂下町、西会津町）の首長・議長により組織し、会津若松IC～新潟中央JCTの完全4車線化を図るための要望活動を実施している。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	81	81
			所要一般財源	81	81
概算人件費			375	375	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	会津若松IC～新潟中央JCTの完全4車線化を図るため、毎年、中央省庁や県選出国會議員等に対する要望活動などを実施している。 令和3年3月には会津坂下IC～西会津IC（1.7km）、三川IC～安田IC（約3.2km）が事業認可された。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	本道路は、東北、北陸地方の交流発展に欠くことのできない重要な道路であり、年間を通じた迅速性・定時性・安全性の確保を図るため、新潟県内市町村等との連携を強化し、早期整備に向けた要望活動を行っていく。				
4	事業名	国道121号改良促進期成同盟会	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 都市計画課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	国道121号の沿線自治体（会津若松市・米沢市・日光市・喜多方市・湯川村・下郷町・南会津町・鹿沼市・壬生町・宇都宮市・真岡市・益子町）の首長・議長等により同盟会を設立し、改良促進を図るため要望活動等を実施している。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	60	60
			所要一般財源	60	60
概算人件費			600	600	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	国道121号の改良促進のため、毎年、国及び沿線の各県（山形県・福島県・栃木県）出身国会議員に対し要望活動を実施している。 ■要望箇所の主な整備実績 ○会津縦貫南道路 平成30年度 1工区若松西バイパス全区間開通				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	国道121号は、3県を縦貫する幹線ネットワークとして、各県沿線の活力ある地域づくりや快適な生活環境の実現のため、さらには防災の支援機能として大変重要な役割を担っていることから、引き続き関係機関と連携を図りながら要望活動を実施していく。				

5	事業名	都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 まちづくり整備課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	会津地域の中核的な医療施設である竹田総合病院への導線として、また中心市街地と市街地西部地区及び北会津地区を結ぶ主要な幹線道路として重要な役割を担う都市計画道路藤室鍛冶屋敷線の整備を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	9,152	35,000
			所要一般財源	1,677	962
概算人件費			10,783	10,783	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	【1】経過等 事業認可を受け、令和2年度から、本町工区（計画延長L=170m）の事業を着手している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	【1】課題認識 本市の東西を連絡する重要な幹線道路として早期整備が求められており、国交付金の財源を確保しながら計画的に事業を進める必要がある。 【2】今後の方針・改善点 令和6年度についても国交付金を活用し、県事業と調整を図りながら本町工区を整備する。				
6	事業名	その他の幹線市道の整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 まちづくり整備課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	市内の幹線道路の道路交通体系を構築する事業として、幹線市道等の道路整備を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	38,200	42,300
			所要一般財源	860	960
概算人件費			8,088	10,783	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	○市道幹Ⅱ-5号線道路整備事業 令和5年度 道路改良工事 L=120m				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	【1】課題認識 幹線市道などについて、国交付金の財源を確保し、計画的に整備を進める必要がある。市道若3-225号線では、本庁舎の整備に伴い交通量に変化が想定されることから、国道118号までの一貫した整備の検討が必要となる。 【2】今後の方針・改善点 令和6年度も引き続き国交付金を活用し、市庁舎や県立病院跡、城前団地等の施設周辺道路を含め幹線市道等の整備を計画的に進め、早期の完了を目指す。				
7	事業名	市道幹Ⅰ-22号線道路整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 まちづくり整備課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	国道118号から徳久集落までを結び、門田小学校や周辺の幼稚園への動線として歩行者の利便性の向上や安全性の確保のため、拡幅整備を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	20,278	60,500
			所要一般財源	778	1,900
概算人件費			5,392	7,189	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	【1】経過等 近隣の小学校の通学路として、また、門田地区の市道幹Ⅰ-17号線と連絡する重要な幹線道路として早期整備が求められており、令和5年度は、国交付金を活用し、沿線の物件補償調査、物件補償を実施。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	【1】課題認識 近隣の保育園・小中学校の通学路として、また、門田地区の幹Ⅰ-17号線と連絡する重要な幹線道路として早期整備が求められており、早期の事業着手に向け国交付金の財源を確保し、計画的に事業を進める必要がある。 【2】今後の方針・改善点 令和6年度以降も、沿線の物件補償を進め、事業用地の確保を進める。				

8	事業名	その他の期成同盟会（事務局）	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 都市計画課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	会津若松市が事務局である県道の整備促進にかかる期成同盟会は3団体であり、県に対し要望活動を実施している。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	152	152
			所要一般財源	152	152
概算人件費			787	787	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	道路のさらなる整備促進を図るため、加盟自治体による関係機関への要望活動を行ってきた。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	災害に強く、地域間の連携強化を図る広域的な道路ネットワークの構築や、沿線地域の産業や雇用、地域の生活を守るためには、道路の整備促進は必要不可欠な事業であり、継続的な予算の確保とともに各加盟団体と連携を図りながら、引き続き関係機関への要望活動を行っていく。				
9	事業名	その他の期成同盟会（事務局以外）	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 都市計画課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	会津若松市が加盟している国県道の整備促進にかかる期成同盟会等は14団体であり、国・県に対し要望活動を実施している。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	336	336
			所要一般財源	336	336
概算人件費			674	674	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	道路のさらなる整備促進を図るため、加盟自治体による関係機関への要望活動を行ってきた。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	災害に強く、地域間の連携強化を図る広域的な道路ネットワークの構築や、沿線地域の産業や雇用、地域の生活を守るためには、道路の整備促進は必要不可欠な事業であり、継続的な予算の確保とともに各加盟団体と連携を図りながら、引き続き関係機関への要望活動を行っていく。				

施策2 身近な道路環境の整備・保全								
1	事業名	マイロード歩道舗装修繕事業				法定/自主	自主	
	担当部・課	建設部・道路課				次年度方針	新規	
	概要 (目的と内容)	マイロード（市道若3-227、若3-234号線）の歩道については、整備から30年以上経過しており、石畳のがたつきや樹木による根上がり等により、歩道が破損していることから、破損箇所を本復旧するものです。	財務内容 単位（千円）	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)			
			事業費	0	9,200			
			所要一般財源	0	920			
			概算人件費	0	749			
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	毎年、破損箇所の修繕や維持管理を実施している。						
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果			最終成果	
		歩道や側溝の修繕	・歩行者の安全性が向上する ・歴史的景観が維持される	・周辺住民の生活環境が向上する ・観光客等の回遊性が向上する			歩行者が快適に移動でき、賑わいのある街が形成される	
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7	R8
道路の苦情・修繕件数		5	3	—	—	—		
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	—							
2	事業名	広域道路整備関連道路環境整備事業				法定/自主	自主	
	担当部・課	建設部・都市計画課、道路課				次年度方針	新規	
	概要 (目的と内容)	会津縦貫北道路若松北バイパス及び阿賀川新橋梁整備の事業区域に該当する各町内会から、事業実施に伴う生活道路の路線変更などにより生活環境の変化が生じ利便性が低下することなどに対する舗装整備や道路拡幅などの環境整備について要望を多数受けおり、当該事業の推進を図るため環境整備を実施するものです。	財務内容 単位（千円）	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)			
			事業費	0	20,000			
			所要一般財源	0	2,000			
			概算人件費	0	749			
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	H27年度より、高野町木流地区の道路拡幅整備を継続で実施						
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果			最終成果	
		・舗装整備 ・道路拡幅整備 ・側溝整備 ・歩道整備	・道路の安全性や利便性が維持される ・県道路事業に対する地元からの理解と協力が得られる	・会津縦貫北道路若松北バイパス整備事業の円滑な推進 ・阿賀川新橋梁整備事業の円滑な推進			安全・安心に利用できる道路整備が推進される	
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7	R8
会津縦貫北道路若松北バイパスの事業進捗率		26.6	29.9	—	—	—		
阿賀川新橋梁整備の事業進捗率		82.2	82.9	—	—	—		
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	—							

3	事業名	歩行者利便増進道路制度事業				法定/自主	自主
	担当部・課	建設部まちづくり整備課				次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	道路法の改正に伴う「歩行者利便増進道路制度」を活用し、道路空間において車と歩行者の安全性を確保した共存と、賑わい空間の創出により歩いて楽しい道路とまちの活性化を推進する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)		
			事業費	10,600	1,100		
			所要一般財源	600	1,100		
			概算人件費	6,740	3,595		
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	令和3年度に道路整備が完了し、今後はその道路空間を活用し、本線沿線が中心市街地活性化に資するため、国土交通省による「道路に関する新たな取り組みの現地実証実験」として、令和4年度に2ヵ年計画で採択され、令和5年度、3回の現地実証実験を実施し、安全性等を分析、評価。					
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果		最終成果	
		歩行者利便増進道路の指定と利便増進区域の指定	・大町通りにおける歩行者数の増加 ・滞在人口の増加	・歩行者の回遊性が創出 ・空店舗などへの出店者数の増加		・歩行者の目的となる拠点の設置 ・歩いて暮せる中心市街地の活性化。	
	成果の推移 (中期成果)	項 目		R4	R5	R6	R7
大町通りにおける歩行者数(人/時間:ピーク時)		72	111	-	-	-	
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	道路空間での実証実験を踏まえ、令和6年度は、地元協議会等と連携し大町通り全体での道路空間の利活用を支援するとともに、大町通り以外での展開について地元の意向を踏まえながら、国・県や警察等と協議し、道路空間の利活用について検討を進める。						

施策2 身近な道路環境の整備・保全					
4	事業名	市道舗装整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・道路課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	市民からの舗装等要望に対応するため、舗装整備計画を策定し整備を進めてきたが未整備路線が多数あることから、新舗装整備計画として5年間（R4～R8年度）の整備計画を策定し、引き続き優先順位の高いものから整備する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	51,500	83,000
			所要一般財源	5,500	8,300
概算人件費			5,640	5,640	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	【1】経過等 ○令和4年度末現在の3・4級市道の舗装整備状況 3・4級市道認定延長L=1,201.82kmに対して舗装済延長L=784.54km・整備率65.3%である。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・毎年、各地区から新規の舗装等要望が出されている中で市街化区域や市街化調整区域など地域性を含め、各町内会の要望に対応するよう財源の確保に努め、今後も優先度に応じた計画的な整備を進める必要がある。 ・市民生活に最も密着した生活道路である3・4級市道の舗装等整備要望が数多く寄せられていることから、人家連担度や利用状況などから優先度を判断し、優先度の高い路線から計画的に整備を進めていく。				
5	事業名	人にやさしいみちづくり歩道整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 まちづくり整備課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	交通バリアフリー基本構想、冬期バリアフリー基本構想及びあんしん歩行エリアとして定めた市内の歩道を、高齢者や障がい者、通学する児童・生徒、観光客の方々を含むすべての歩行者が、年間を通し、安全・安心に通行できるよう整備する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			936	936	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	令和元年度までに、計画延長L=20,184mのうちL=12,334.5mの整備を完了。（整備率61.1%） 市道幹Ⅰ-11号線（1,496.5m）、幹Ⅰ-12号線（641.6m）、幹Ⅱ-11号線（959.1m）、一箕3-47号線（413.8m）等の歩道を整備した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	【1】課題認識：歩道等整備に対する市民要望は増えており、観光客の方々や通勤・通学の道路利用者、また高齢者や障がい者の方々など、たれもが安全で快適に歩行できる歩道整備が求められている。 【2】今後の方針・改善点：国交付金の財源を確保しながら、歩行者が安全・安心に通行できるよう計画的に歩道を整備していくとともに、景観や環境に配慮した整備を推進していく。				
6	事業名	道路管理事務事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	建設部 開発管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	市道認定に伴う道路敷地調査や道路台帳の整備を行い、市道データを管理することにより、道路法に基づく道路占用許可をはじめとする管理業務を適正に行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	23,962	41,440
			所要一般財源	23,962	41,440
概算人件費			60,354	60,354	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	市道認定に伴う道路敷地調査。道路台帳や道路網図の整備や電子化。 道路法32条占用許可、道路法24条承認といった道路法に基づく許認可。 市道や法定外公共物の境界確定といった財産管理。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	年々、道路延長が増えていく中で、引き続き適切な管理業務が求められている。 道路法をはじめとする法令に基づき、引き続き適切な管理をしていく。 電子化された道路台帳の機能を拡張し、境界確定業務の効率を行いサービスの向上を図る。				

7	事業名	道路維持修繕事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	建設部・道路課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	安全な道路を確保するため、パトロールや維持管理のための業務委託及び修繕工事（側溝整備・舗装補修・災害防除・緊急補修工事等）、必要な資材の購入を行う。また、市道の除草は、道路管理者である市や市と契約を結んだ地元町内会等が実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	229,663	289,163
			所要一般財源	147,663	201,363
概算人件費			88,735	88,735	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	道路施設の維持管理のため、業務委託及び修繕工事、また必要な道路補修用資材を購入し、一部を町内会へ支給することにより市民協働で道路施設の維持管理を行う。 ・業務委託 道路機械清掃、国県道除草、道路機械除草、地下道清掃等 ・維持工事 側溝工事、舗装修繕工事、災害防除工事、緊急修繕工事 ・原材料支給 道路維持補修資材（砕石、側溝資材等の町内会への支給）				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・道路の安全・安心な通行を確保するため、町内会等と連携し市民協働で維持管理の強化を図る必要がある。 ・道路の維持管理に必要な道路維持修繕事業や老朽化路線の更生、交通安全に資する交通安全施設整備などを国交付金等を活用し、誰もが安全に安心して通行できるように道路の維持管理の強化に努める。				
8	事業名	橋梁長寿命化修繕事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	建設部・道路課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	老朽化する道路橋等の増加に対応するため、長寿命化修繕計画に基づき、維持管理コストの縮減と事業費の平準化を図るとともに、予防的な修繕や計画的な架替えを行い、道路の安全性を確保する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	92,375	170,000
			所要一般財源	14,772	21,900
概算人件費			2,247	2,247	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	橋梁長寿命化修繕計画策定のため、平成24年度から2ヶ年で業務委託を実施、平成28年4月に修繕計画を策定。また、近接目視点検第1期目の結果により平成31年1月に計画の見直しを実施。 また、平成26年の道路法改正により法定化された市内全橋梁やトンネル等の5年に1度の近接目視点検を平成27年度より開始、実施しながら、修繕計画に基づいた橋梁の補修を実施する。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	橋梁等の道路施設の修繕や架け替えには多額の費用を要することや、老朽化が急速に進行する道路施設（橋梁等）が多く修繕時期が重なること、法定化された5年に1回の近接目視を毎年実施しなければならないことから、道路管理者の費用負担が大きくなっている。また、法定点検により橋梁の健全度を把握するとともに修繕計画を策定し、効率的な修繕を実施することで橋梁等の長寿命化と維持管理コストの縮減及び修繕費の平準化を図っていく。				
9	事業名	災害復旧事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・道路課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	豪雨や地震など異常気象等に伴う自然現象により被災した公共土木施設（道路・河川）について、災害復旧工事を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			337	337	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	異常気象等により被災した、公共土木施設（道路・河川）を、国庫補助事業等を活用し復旧を行ってきた。 ・平成23年 地震被災の復旧 河川1路線、道路10路線 ・平成24年 凍上による路面被災の復旧 9路線				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	近年多発する異常気象等から、災害の増加や被災の規模が大きくなっており、復旧まで長い期間を要する場合もあることから市民生活に与える影響が大きくなっている。異常気象等により、公共土木施設（道路・河川）が被災した際には早急に復旧し、安全・安心な市民生活の確保に努める。また、日常的な道路パトロールや道路施設の定期的な点検などにより、施設の状況を把握し必要な修繕を行い、道路施設の被災を最小限に抑えるよう適切な維持管理を行っていく。				

10	事業名	会津若松市道路愛護会	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・道路課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	道路の美化保全・愛護活動を自発的に実行し、成果をあげた団体及び個人に対し、市区長会地区会長からの推薦により、道路愛護会長（市長）が、毎年1回表彰を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	5	5
			所要一般財源	5	5
概算人件費			113	113	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	○ 表彰実績（～令和4年） 個人22名・31団体 (18町内会、企業等法人7団体、その他任意団体6団体)				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・地域の道路環境を良好に保つためには、市民参加による日常的な維持管理活動が極めて重要であり、活動への参加者の増加を図ることが課題となる。 ・本団体の設置意義は、道路の管理と愛護を行ううえで、官民の業務分担を図る。観点からも重要であり、今後も区長会等への積極的な働きかけや、市民への普及啓発に努めていく。				
11	事業名	開発道路維持管理事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・開発管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	市道認定基準に満たない市所有の開発道路について、通行の安全性を確保するために未舗装の整備や破損した側溝、舗装等の補修などの維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	1,750	2,000
			所要一般財源	1,750	2,000
概算人件費			1,498	1,498	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	市道認定基準に満たない市所有の開発道路において、老朽化に伴い破損した舗装や側溝等の補修を随時実施している。また、開発道路パトロールを実施し、状況の把握に努めた。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	【1】課題認識：市道認定基準に満たない市所有の開発道路については、築造され40年以上経過しているものもあり、老朽化により破損した舗装や側溝等について安全性の確保のため実施する必要がある。 【2】今後の方針・改善点：老朽化や破損により機能低下した道路について、随時修繕を実施し、適正な維持管理を実施して行く。また、定期的に開発道路パトロールを実施し、状況の把握に努めていく。				
12	事業名	生活道路整備補助事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	建設部・道路課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	生活道路として利用されている私道路の整備に対し、補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	1,000	1,000
			所要一般財源	1,000	1,000
概算人件費			600	600	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	生活道路を整備する者に対して、整備に必要な経費の一部を補助する。 平成10年度～令和2年度 18地区 L = 1,162.0m ・花園町内会 L=29.0m(平成27年度)・城北町内会 L=48.9m(平成28年度) ・門田町根岸地区 L=34.2m(平成29年度) ・神指町南四合幕内北地区 L=41.9m(令和2年度) ・日新町地区 L=25.9m(令和3年度)・千石ニュータウン地区L=84.6m(令和3年度)				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	私道は個人の財産であり、その所有者が管理義務を負うものであるが、沿線住民の高齢化が進む中で整備や除雪を含めた維持管理が負担となっており、市が行うよう要望が上がっている。 私道路も市民生活に密着した道路であり、地域の交通ネットワークを担う道路もあることから、私道路を整備しようとする町内会の活動に対して、今後もその経費の一部を補助していくとともに、この制度の活用のためPRに努めていく。				

	事業名	交通安全施設等整備事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	建設部・道路課	次年度方針	継続	
13	概要 (目的と内容)	道路交通の安全に必要な施設（道路標識・区画線・防護柵・反射鏡・照明灯、歩道修繕等）の整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	20,000	20,000
			所要一般財源	20,000	20,000
			概算人件費	1,498	1,498
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<p>道路交通の安全を図る上で、歩行者や自動車等が安全に通行するための交通安全施設の整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路標識、区画線、防護柵、反射鏡、照明灯の整備更新 ・歩道修繕 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<p>交通事故の未然防止や事故発生時における被害の最小化を図るため、道路交通安全施設の保全や新たな整備の要望が年々増加している。区画線や反射鏡、防護柵、転落防止柵などの交通安全施設は、市民の安全安心な道路通行を確保するためには必要不可欠な施設であり、危険箇所の把握による新設と適切な維持管理を行っていく必要があることから、県公安委員会と連携し、継続して事業の推進を図りながら交通事故の抑制に努めていく。</p>				